（第二次検定の受検申請）

第四条の二　第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類（受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類）を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロに該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ⑴若しくは⑵又は第二号イ⑴に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ⑶若しくは⑷又は第二号イ⑵に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面

二　実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

三　国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

四　令第三十七条第二項第一号イ⑴若しくは⑵又は第二号イ⑴に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

五　国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真２　国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

２　国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

（検定の免除の申請）

第五条　令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

（新設）

（試験の免除の申請）

第五条　令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。